

砂 川 市 条 例 第 5 号
令 和 4 年 3 月 1 6 日

砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例

砂川市職員諸給与条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第2項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の砂川市職員諸給与条例第33条第1項（同条第2項を含む。）及び砂川市職員諸給与条例（以下「給与条例」という。）第33条第4項又は第40条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - （1）再任用職員以外の職員 127.5分の15
 - （2）再任用職員 72.5分の10